

新城市新城まちなみ情報センターにおける物品等の受託販売要領

1. 目的

この要領は、新城市新城まちなみ情報センターにおいて受託販売する物品等について必要な事項を定め、市民活動団体や起業を目指す者の活動周知や起業促進を図ることを目的とする。

2. 対象

受託販売する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動団体や起業を目指す者が自ら製作、加工、執筆した物であること。
- (2) 飲食物でないこと。
- (3) 特定の宗教、思想を表した物でないこと。
- (4) その他市長が適当と認める物。

3. 販売方法等

- (1) 販売委託者（以下「委託者」という）は、別紙「物品等の販売委託申出書」を販売受託者（以下「受託者」という）に提出する。
- (2) 販売価格は、委託者の決めた価格とし、受託者が受付で販売する。
- (3) 販売手数料は、販売価格の10パーセントとする。
- (4) 販売した物品等の代金は、受託者が販売手数料を差し引いて、少なくとも月1回委託者へ支払うこととする。なお、金融機関への振込の場合の振込手数料は委託者の負担とする。
- (5) 受託販売期間は最長6か月間とする。なお、他に受託販売を希望する者がいなければ、再度申し出ることができる。
- (6) 受託者は、販売を終了するときは、販売代金を清算し、販売残品を添えて委託者へ引き渡すこととする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

平成 年 月 日

新城市長 様

〒	
住 所	
氏 名	Ⓜ
電 話	
担 当	

物品等の販売委託申出書

新城市新城まちなみ情報センターにおける物品等の受託販売要領により、下記の物品等の販売の委託を申し出します。併せて、裏面の確認事項について、確認、同意します。

記

品名			
数量			
販売単価			
販売手数料			
販売期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
希望販売スペース			
販売代金受領方法	<input type="checkbox"/> 直接現金手渡し		
	<input type="checkbox"/> 金融機関への振込		
	金融機関名		店 名 支店
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ 口座名義人		

物品等の販売委託に関する確認事項

- 1 販売を委託する物品は次に該当するものであること。
 - (1) 申出者（委託者）が自ら製作、加工、執筆した物であること。
 - (2) 飲食物でないこと。
 - (3) 特定の宗教、思想を表した物でないこと。
- 2 販売スペースへの物品等の展示は申出者（委託者）自らが行うこと。
- 3 少なくとも月に1回は展示、販売状況を確認するため新城市新城まちなみ情報センターへ来館すること。
- 4 物品等の管理は受託者にて十分注意して行うが、万引き等の盗難に対する物品等の不足分については、申出者（委託者）で負担するものとする。